

大阪市立新巽中学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年度

1. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

文部科学省のHP (<http://www.mext.go.jp/ijime/detail/1336269.htm>)

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置する事がないように、いじめが心身に及ぼす影響・その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「自分自身の行動に責任を持ち、他人を思いやるやさしい心でお互いの人権を尊重し、集団の一員として責任を果たす生徒」を育成するために「大阪市立新巽中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① 学校及び職員の責務
- ② 未然防止・早期発見のための取組
- ③ 家庭・地域との連携

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こり得る、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 習熟度別や分割授業、ICT 機器の活用等を通して「わかる」授業づくりをめざし、学力を向上させる。
- ② OJT やトップアシスト事業を活用して、言語活動の充実をポイントに研究授業を実施し、「教師力」向上を図る。
- ③ 学習習慣の確立に向けてスマールステップのテストや家庭学習の定着を図る。

(2) 自己有用感を高める取組

- ① 生徒会活動や各種委員会活動、学級での「一人一役」の係り活動を充実させる。
 - ・生徒会が運営する学校行事の実施
 - ・あいさつ運動やボール貸し出し、図書館開放など各種委員会を計画的に取り組む
- ② 3年間で系統的に行うキャリア教育を通して職業観を養うとともに、自尊感情を高め、自己の将来について考えさせる。
- ③ 年間を通じたプロジェクト型学習を実施し、主体的に学ぶ学習を増やす。
- ④ 授業をはじめ道徳教育や学級活動等すべての教育活動を通して、生徒一人ひとりに「互いを思いやり、自分も他人と同じように尊重できる心」をはぐくむ。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気づくり

- ① 規範意識を身に付け、自浄力を持つ生徒集団の育成。
- ② 道徳教育や学級活動の充実を図る取組を進める。
- ③ 命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる指導、取組
- ④ 「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなどの指導
- ⑤ 情報モラルに関する取組（携帯電話、インターネット）の扱い方

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

いじめの兆候に気付いた時には、問題を軽視することなく早期に事態把握を行い、対応することが大切である。

- ① 生徒観察の充実と情報の共有化について、ささいな変化に気づくことができる体制づくり。
- ② 毎週の主任会で各学年の状況や道徳・人権学習の取り組みの情報交換を行い、未然防止・早期対応に努める。
- ③ 定期的ないじめに関するアンケート調査や教育相談の実施
- ④ スクールカウンセラーの活用
- ⑤ 校外相談機関との連携
- ⑥ いじめ相談窓口の周知

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

① 実態把握

指導に当たっては、当該生徒双方、周囲の生徒から個々に事情を聴き取り、関係教職員で情報共有して、全体像を把握し、指導体制、方針、役割分担を明確にする。指導方針の共通理解のもと、生徒、保護者に対応し、事案に応じて教育委員会、警察など関係諸機関と連携する。

② 生徒、保護者への指導

当該生徒から、状況や気持ちを十分に聴き取る。いじめられた生徒からは不安を取り除き、共感的に受け止める。いじめた生徒には、いじめは非人道的な行為であること理解させ、いじめられる側の気持ちを認識させる。状況によっては、別室指導をおこない、継続的に指導する。また、被害生徒の状態によっては加害生徒の出席停止も検討する。

それぞれの保護者には事実関係や相手の生徒や保護者の気持ちを伝えるとともに、今後の指導方針や相談体制等を伝える。

なお、生徒、保護者には、適時、適切な方法で経過報告をする。

③ 周囲の生徒への指導

当該生徒の問題にとどめず、当該生徒のプライバシーに十分注意した上で、学級及び学年、学校の問題としてとらえ、再発防止を含め、いじめ問題の根本的な解消を目指した取り組みを進める。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

＜構成＞ 管理職・首席・生徒指導主事・生活指導部長・学年主任・担当学年教員・養護教諭・（スクールカウンセラー・部活動顧問）

※ 事案に応じて、関係教職員を加える。

＜役割＞ • 学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

- いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関する情報の収集や記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係わる情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

【年間計画】

- 定期的な教育相談や個人懇談会、いじめに関するアンケートの実施
- いじめの状況を把握
「今週のできごと」（一週間ふりかえりシート）の活用
- 生徒会主催による「いじめについて考える日」の取り組み

【調査等】

① 今週のできごと	毎週末に実施
② GoogleClassroom のフォームでいじめアンケート	毎月末に実施
③ 心の天気	毎日
④ スクールライフノート相談機能	随時
⑤ 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査	年に1回実施

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

ホームページや学校だよりなどによる情報発信、啓発、学校協議会への提案、協力体制や委員会、地域諸団体、関連機関への参加要請等。

(3) 取組内容の検証

運営に関する計画の活用、取組評価アンケートの実施等、未然防止の推進、再発防止に関する改善に努める。

7. 重大事案への対処

- (ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
- (イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

【注意点】

- ① 隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化
- ② 調査組織の設置や事実関係の明確化
- ③ 被害生徒及びその保護者への適切な情報提供
- ④ 教育委員会への報告